

「福祉用具のリユースお手伝い事業」実施要領

【対象品】 車椅子・ベッド・歩行車等の福祉用具や意思伝達装置・拡大読書器等の日常生活用具です
ポータブルトイレ・シャワーチェア等の衛生用品は対象外です(未使用の新古品は対象です)
椅子やタンスなど一般の家具類は対象外です

【内容】

- ①対象品の情報を書いた「譲りたいカード」を当センター入口の掲示板とホームページに掲載(約3ヶ月間)
(住所や連絡先などの個人情報に掲載しません)
- ②対象品の情報を見て「欲しい」という方に譲りたい方の連絡先をお伝えします
(譲りたい方へは当センターより欲しい方から連絡がある旨をお伝えします)
- ③欲しい方から譲りたい方に連絡を取っていただき、入手方法等を双方で調整してください
(当センターは交渉の仲介は行いません)

【注意事項】 対象品は当センターではお預かりいたしません。譲りたい方ご自身で保管してください
対象品の状態確認・必要経費・引渡し方法などは双方で確実に行ってください
当センターでは一切の責任は負いませんのでご了承ください
なお、この事業は福祉用具販売貸与事業所の方はご利用できません

【手順】

譲
り
た
い
方

- ① 譲りたい用具がある場合、当センターへお問い合わせください。詳しい手順等をお伝えします。
- ② 譲りたい用具の「写真」と身分を証明する物(免許証や健康保険証等)をもって当センターへお越しください
- ③ 当センターにて譲りたい用具の状態や譲渡条件等をお伺いし、対象品の可否を確認します
- ④ 「譲りたいカード」を作成して、連絡先を登録していただきます
- ⑤ 欲しい方からの連絡をお待ちください。連絡がありましたら受け渡し方法など必要事項を協議し、
合意した上で保管してあった用品をお引渡し下さい
(譲りたい方には、欲しい方に連絡先をお伝えしたことをお知らせします)
(後日、成立の可否と照会の継続についてお尋ねします)

欲
し
い
方

- ① 当センター入口の掲示板もしくはホームページを見て欲しい用具があった場合、当センターへお問い合わせください。詳しい製品情報をお伝えします
- ② 譲渡を希望される場合、対象品の所有者(譲りたい方)の連絡先をお知らせします
- ③ 譲りたい方に直接連絡をして、受け渡し方法など必要事項を協議し、合意した上で用品をお受取り下さい